



令和2年11月5日

野洲市議会議長 岩井 智恵子 様

野洲市議会 議会改革推進特別委員会

委員長 東郷 克己



## 野洲市議会基本条例第11条の検証結果について【報告】

### 1. 経過

野洲市議会最高規範としての本条例の各規定及び議会のあるべき姿と日頃の議員活動を比較し、「条例の見直し」ありきではなく、各条項の検証が必要であるとの認識から、本委員会として取り組みを開始しました。

本条例制定が平成22年9月、直近の条例改正が平成27年4月であることなど、時間が経過しており、直近の法改正の現状も踏まえ検証が必要であり、特に執行部との関係において、第11条に規定している市政の長期計画の議決事件については、執行部からの説明を求める機会を設け、充分な議論の後に、本委員会として議長に報告することとなりました。

### 2. 委員会の開催等

令和2年 5月 8日（金） 午後1時30分～

協議内容：野洲市議会基本条例の検証について

課題の整理

令和2年 5月 29日（金） 午前9時30分～

協議内容：野洲市議会基本条例の検証について

課題の整理、今後の進め方及びスケジュール等について

議会基本条例第11条の取扱いについて

令和2年10月 1日（木） 午前9時30分～

協議内容：野洲市議会基本条例の検証について

議会の議決すべき事件【執行部の長期計画について】

議会基本条例第11条に関する執行部からの聞き取り

議会基本条例第11条に関する改正経過

令和2年10月22日（木） 全員協議会終了後

協議内容：野洲議会基本条例の見直しについて

議会の議決すべき事件【執行部の長期計画について】

野洲市農業振興計画について

## 議会基本条例第 11 条に関する基本条例制定時の議論について

### 3. 執行部からの聞き取り内容

「野洲市国土利用計画」について；市内の土地利用に関する基本構想等については、令和 3 年度から運用を予定している第 2 次総合計画で一本化して示すことから、国土利用計画は改訂しない。

国土利用計画法に基づく市町村計画の策定は任意とされ、また第 3 次地方分権一括法（平成 25 年 6 月公布）により市議会の議決は不要となった。

「野洲市地域福祉計画」について；平成 29 年 3 月に社会福祉法第 107 条が改正され、計画策定が努力義務とされ、地域福祉を進める共通事項を一体的に定める計画ということで、福祉施策の上位の計画として位置付けが明確化された。

また現在、この法律に基づき第 3 期野洲市地域福祉計画（計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）の策定に取り組んでいる。

次に、地域福祉計画を今回、議会基本条例の議決を要する計画に掲げることにより、現在、議決を要する計画に規定されている「野洲市子ども・子育て支援事業計画」及び「ほほえみやす 21 健康プラン」については、個別の実施計画として、議決を要する計画からは削除することが相当であるとの執行部の見解が示された。

- 野洲市農業振興計画について；計画体系図のイメージからすると中位の計画に位置付けがされていることから、併せて執行部からの聞き取りを実施した。しかし、内容としては主要な農業施策としてリーディングプロジェクト等について PDCA サイクルで検証していくという内容の計画であった。

### 4. 本特別委員会としてのまとめ

#### 野洲市国土利用計画の取扱いについて

国土利用計画法に基づく市町村計画の策定は任意での作成とされ、また第 3 次地方分権一括法（平成 25 年 6 月公布）により市議会の議決は不要となつたことから条文から削除すべきである。

第 2 次総合計画に市の土地利用に関する構想や方針、基本施策は一本化するとのことからも、議会基本条例第 11 条の議決事件（議決を必要とする計画）から削除すべきである。

#### 野洲市地域福祉計画の取扱いについて

社会福祉法第 107 条の改正により、市町村地域福祉計画が法律上位置

づけ（努力義務）され、市の福祉の分野における全市民のための計画であることから議会基本条例第11条に追加するべきである。

#### ほほえみやす21健康プラン及び野洲市子ども子育て支援事業計画の取扱いについて

議会基本条例への追加を予定している地域福祉計画においては、高齢者や障がい者、また就学前の子どもたちに関するそれぞれの計画を個別計画と位置付けていることから、このまま議会の議決が必要とする計画としておくことは、整合性の観点からも課題を残すこととなることから議会基本条例第11条から削除するべきである。

また地域福祉計画は、保健福祉分野の対象者、（分野）毎の課題など固有の施策ではなく、それぞれの対象者（分野）が共通する課題を解決するための地域組織、専門機関を交えた総合的な福祉の方針を示す計画で、各計画の共通部分について上位計画に位置づけされるとのことから、個別計画となるほほえみやす21健康プラン及び野洲市子ども子育て支援事業計画にあっては、市議会基本条例から削除すべきである。

野洲市地域福祉計画にあっては、地域共生社会の実現にむけてどのような包括支援体制を構築するのかを計画に盛り込むなど、福祉施策の上位計画として位置づけされているが、改正手順として、野洲市地域福祉計画の内容の詳細を審議した後に、ほほえみやす21健康プラン及び野洲市子ども子育て支援事業計画を議会基本条例から削除について再度審議する2段階の改正手法も考えられるとの意見もあった。

#### 野洲市農業振興計画の取扱いについて

今回、開催した委員会の議論の中で、執行部から資料提供があった野洲市の個別計画体系図から、野洲市農業振興計画が市全体として中位の計画として解釈することができることから、今回の検証において執行部から追加説明と聞き取りを行った。

内容として、4章編成からなる計画の中で、農業振興のための先導的な施策（リーディングプロジェクト）について、その実施に向けて進行管理を行っていくという、いわゆる農業者に関する個別計画であり、議会基本条例に現在掲げられている他の計画における市民のとらえ方などの比較・整理をした上で、市全体からすると議会基本条例第11条に規定する「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方針を定める長期にわたる計画又は指針」とは言えないとの意見であった。

以上、野洲市議会改革推進特別委員会からの報告とさせていただき、野洲市議会基本条例の見直しにあっては、言うまでもなく市議会の最高規範としての規定でありますことから、市議会全体としての取組みをいただきますよう、お取り計らい賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。